

可茂衛生施設利用組合公告第1号

公募型プロポーザルの実施について

し尿処理施設整備基本構想策定及び次期ごみ処理施設等整備に伴う事業費分析業務の委託事業者選定に係る公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和6年4月11日

可茂衛生施設利用組合
管理者 富田 成輝

1 業務概要

(1) 業務名称

し尿処理施設整備基本構想策定及び次期ごみ処理施設等整備に伴う事業費分析業務

(2) 業務内容

し尿処理施設整備基本構想策定及び次期ごみ処理施設等整備に伴う事業費分析業務仕様書による。

(3) 業務期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

(4) 委託料の上限額

15,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザル参加資格要件

本件プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。なお、本件プロポーザルに参加することとなった者（以下「参加者」という。）が、契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本組合管理者の属する可児市の競争入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）に登録されていること。
- (3) (2)の資格を有しない者にあつては、本件プロポーザルの参加申込以前に、可児市の競争入札参加資格審査申請を行うこと。
- (4) プロポーザル公告日時点において本組合から指名停止処分を受けておらず、かつ、契約締結の日までの間に指名停止処分を受ける見込みがないこと。
- (5) プロポーザル公告日時点において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく

更生手続開始の申立て（以下「更生手続開始の申立て」という。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（以下「再生手続開始の申立て」という。）がなされておらず、かつ、契約締結の日までの間に更生手続開始の申立て又は再生手続開始の申立てがなされる見込みもないこと。

- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続中の事業者でないこと。
- (7) 可茂衛生施設利用組合が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成17年訓令甲第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者が経営に関与していないこと。
- (8) 建設コンサルタント登録規程による建設コンサルタントの「廃棄物部門」の登録を受けていること。
- (9) 元請けとして、5年以内（平成31年4月1日以降に契約し、令和6年3月31日時点で業務が完了しているもの。）に一般廃棄物処理施設の整備基本構想もしくはそれに準ずる計画の策定業務の受注実績があり、かつ、循環型社会形成推進地域計画の策定業務の受注実績があること。

3 手続き等

- (1) 担当係（問合せ先・提出場所）

〒509-0247 岐阜県可児市塩河839番地
可茂衛生施設利用組合 建設推進室建設推進係
TEL：0574-65-4111 FAX：0574-65-3571
E-mail：kensetsusuishin@kamoeisei.jp

- (2) 実施要領等の配布

- ① 配布期間

令和6年4月11日（木）から

- ② 配布方法

本組合ホームページからダウンロード

専用ページ：<https://www.kamoeisei.jp/info/info-5426/>

- (3) 参加表明書類の提出

- ① 提出期限

令和6年4月24日（水）午後5時まで

- ② 提出方法

「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により担当係まで提出すること。なお、郵送の場合は、期間内に到着しなかった場合は失格とし、持参の場合は、土、日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。

- ③ 提出書類

- ㊦ 参加表明書

- ㊧ 会社概要調書

- ㉞ 業務実施体制調書
 - ㉟ 配置予定者調書
 - ㊱ 業務実績調書
 - ㊲ 暴力団排除に係る誓約書
 - ㊳ 建設コンサルタントの「廃棄物部門」への登録が分かる書類（写し等）
- (4) 企画提案書類及び見積書の提出
- ① 提出期限
令和6年5月30日（木）午後5時まで
 - ② 提出方法
「一般書留」、「簡易書留」、「特定記録」、「レターパック」、「持参」のいずれかの方法により担当係まで提出すること。なお、郵送の場合は、期間内に到着しなかった場合は失格とし、持参の場合は、土、日、祝日を除く午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
 - ③ 提出書類
 - ㊴ 企画提案書類
 - ㊵ 見積書

4 審査

- (1) 審査組織の設置
- 本件プロポーザルにおける一次審査及び企画提案書類の審査（二次審査）並びに優先交渉権者の決定を行うため、可茂衛生施設利用組合プロポーザル審査委員会設置条例（令和6年条例第2号）に基づき、可茂衛生施設利用組合プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 一次審査
- プロポーザル参加資格要件及び提出された参加表明書類の確認を行い、確認の結果、参加資格を有する者が5者以上ある場合は、一次審査を行う。
- (3) 二次審査
- 企画提案書類及びプレゼンテーションの評価を行う。
- (4) 優先交渉権者の決定
- 審査委員会において、二次審査及び見積書の評価結果に基づき、最も評価の高い参加者を優先交渉権者に選定する。
- なお、参加者が1者のみの場合は、当該1者について、審査委員会において優先交渉権者としての適否を審査する。

5 契約の締結

- (1) 契約の締結にあたっては、優先交渉権者と本業務に係る委託条件等を協議のうえ、仕様書を作成する。その仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結するものとする。なお、協議が不調となった場合は、次点者を優

先交渉権者とする。

- (2) 優先交渉権者が契約締結までの間に失格事項が判明した場合又は辞退した場合は、次点者を優先交渉権者とする。
- (3) 契約締結後においても、失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。